

平成 29 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 29 年 9 月 7 日 提 出

## 目 次

同意第20号	教育委員会委員の選任について	1
報告第7号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
報告第8号	平成28年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	4
承認第6号	平成29年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求め ることについて	別添
認定第1号	平成28年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	平成28年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	平成28年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	平成28年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	平成28年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について	別添
認定第6号	平成28年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
議案第23号	東浦町職員定数条例の一部改正について	6
議案第24号	東浦文化広場条例の一部改正について	7
議案第25号	東浦町生きがい活動支援通所条例の廃止について	8
議案第26号	平成29年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添
議案第27号	平成29年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第28号	平成29年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第29号	町道路線の一部廃止について	10

同意第20号

教育委員会委員の選任について

次の者を平成29年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

\*\*\*\*\*

野田雅代

\*\*\*\*\*

提案理由

教育委員会委員野田雅代の任期が、平成29年9月30日をもって満了となることに伴い、再任するため提案するものである。

報告第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 8 月 14 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

### 記

#### 1 事故の概要

平成29年6月23日（金）午後1時30分頃、職員が町道緒川245号線を公用車で東から西へ走行していたところ、反対方向から走行してきた相手方の車両と擦れ違う際に、サイドミラー同士が接触し、双方のサイドミラーが破損した。

#### 2 相手方の住所及び氏名

\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

#### 3 損害賠償の額

17,625 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	4,644 円	35,250 円
過 失 割 合	50%	50%
賠 償 額	17,625 円	2,322 円

#### 4 和解の内容

甲は乙に対して、双方の賠償額を相殺した 15,303 円を支払うこととする。

報告第8号

平成28年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成29年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

平成 28 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△5.39)	13.42	20.00
連結実質赤字比率	— (△21.90)	18.42	30.00
実質公債費比率	1.3	25.0	35.0
将来負担比率	— (△23.4)	350.0	

注 ( ) 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業特別会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剰余額がある場合

議案第 23 号

東浦町職員定数条例の一部改正について

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員定数条例の一部を改正する条例

東浦町職員定数条例（昭和 41 年東浦町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>372 人</u> (2) から (7) まで 略 総計 (兼任職員を除く。) <u>429 人</u> 2 及び 3 略	(職員の定数) 第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>334 人</u> (2) から (7) まで 略 総計 (兼任職員を除く。) <u>391 人</u> 2 及び 3 略

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の定数を改めるため提案するものである。



議案第 24 号

東浦文化広場条例の一部改正について

東浦文化広場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦文化広場条例の一部を改正する条例

東浦文化広場条例（昭和 58 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(名称及び位置等)	(名称及び位置等)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 文化広場に、次の施設を置く。	2 文化広場に、次の施設を置く。
(1) から (3) まで 略	(1) から (3) まで 略
(4) 略	<u>(4) ゲートボールコート</u>
	<u>(5) 略</u>

附 則

この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

提案理由

ゲートボールコートを廃止するため提案するものである。

議案第25号

東浦町生きがい活動支援通所条例の廃止について  
 東浦町生きがい活動支援通所条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。  
 平成29年9月7日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町生きがい活動支援通所条例を廃止する条例  
 東浦町生きがい活動支援通所条例（平成15年東浦町条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。  
 （東浦町手数料条例の一部改正）
- 東浦町手数料条例（昭和59年東浦町条例第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	手数料の名称	区分	単位	金額	徴収の時期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から軽度生活援助利用手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から軽度生活援助利用手数料の項まで 略					
養護老人ホームへの老人短期入所手数料		1日につき	1,730円以内	保護終了月の翌月末日まで		養護老人ホームへの老人短期入所手数料		1日につき	1,730円以内	保護終了月の翌月末日まで	
						生きがい活動支援通所利用手数料		1回につき	500円以内	利用月の翌月末日まで	1月単位をもって計算した額

徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利用手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略

徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利用手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略

提案理由

生きがい活動支援通所を廃止するため提案するものである。

議案第 29 号

町道路線の一部廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を一部廃止するものとする。

平成 29 年 9 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路線名	一部廃止区間	起 点 ( 地 先 )	重要な経過地
			終 点 ( 地 先 )	
2 3 7 3	緒川 373 号線		東浦町大字緒川字旭 13 番 53	
			東浦町大字緒川字旭 13 番 53	

提案理由

イオンモール東浦の増床に伴い、路線を一部廃止するため提案するものである。